

黒石市教育委員会告示第8号

黒石市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年5月28日

黒石市教育委員会教育長 阿保 淳 士

黒石市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示

黒石市就学援助事業実施要綱（平成21年黒石市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「19,900円」を「20,470円」に、「22,900円」を「23,550円」に、「11,100円」を「11,420円」に、「21,700円」を「22,320円」に、「2,170円」を「2,230円」に、「4,350円」を「4,570円」に、「4,940円」を「5,450円」に、「3,040円」を「3,380円」に、「3,960円」を「4,190円」に、「1,510円」を「1,550円」に、「2,180円を上限とし、対象とする校外活動は、年1回」を「2,240円を上限」に改め、「宿泊を伴う校外活動に参加するための交通費」の次に「、宿泊費」を加え、「3,470円」を「3,570円」に、「5,840円」を「6,010円」に、「25,300円」を「26,020円」に、「2,550円」を「2,710円」に、「26,500円」を「29,600円」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の黒石市就学援助事業実施要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。